

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日を定める政令案要綱

株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）の施行期日は平成二十五年九月十八日
とすること。

政令第 号

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日は、平成二十五年九月十八日とする。

理由

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日を定める必要があるからである。

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日を定める政令 参照条文

(参照法令一覧)

○株式会社海外需要開拓支援機構法(平成二十五年六月十九日法律第五十一号)

○株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年六月十九日法律第五十一号）抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

株式会社海外需要開拓支援機構法要綱

第一 機構の目的

株式会社海外需要開拓支援機構は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社とすること。

（第一条関係）

第二 数

株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（第二条関係）

第三 株式の政府保有

政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこと。

（第三条関係）

第四 株式、社債及び借入金の認可等

機構は、募集株式等を引き受ける者の募集をし、新株予約権を発行し、又は資金の借入れをしようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならないこと。
(第四条関係)

第五 設立

機構の発起人は、機構の設立に際して経済産業大臣の認可を受けなければならないことその他所要の規定を整備すること。
(第七条から第十二条まで関係)

第六 取締役等

機構の取締役等は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないことその他機構の取締役及び監査役について所要の規定を整備すること。
(第十三条及び第十四条関係)

第七 海外需要開拓委員会

一 設置

機構に、海外需要開拓委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。
(第十五条関係)

二 権限

委員会は、次に掲げる決定を行うこと。

- (一) 対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定
- (二) 株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定
- (三) 重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

定

(第十六条関係)

三 組織及び運営

委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織すること、委員会に委員の互選による委員長を置くこと、委員会の定足数を委員の総数の三分の二以上とすること、委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決することその他所要の規定を整備すること。

(第十七条及び第十八条関係)

第八 定款の変更

機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

(第二十一条関係)

第九 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者に対する出資
- 二 対象事業者に対する基金の拠出
- 三 対象事業者に対する資金の貸付け
- 四 対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- 七 対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- 八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣
- 九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- 十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示保有する株式等の譲渡その他の処分

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
(第二十二条関係)

第十 支援基準

経済産業大臣は、機構が対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めるものとする。こと。
(第二十三条関係)

第十一 業務の実施

一 支援決定

機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならないこと、あらかじめ経済産業大臣に意見を述べる機会を与えた上で対象事業活動支援をするかどうかの決定を行うこと。

(第二十四条関係)

二 支援決定の撤回

機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならないこと。

(一) 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

(二) 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

(第二十五条関係)

三 株式等の譲渡その他の処分等

機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ経済産業大臣に意見を述べる機会を与えなければならないこと、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこと。

(第二十六条関係)

第十二 国の援助等

一 国の援助等

経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこと、経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこと。

(第二十七条関係)

二 財政上の措置等

国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第二十八条関係)

第十三 財務及び会計

機構は、毎事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならないこと、機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならないこと、その効力を生じないこと、政府は、機構の債務について保証契約をすることができるとその他所要の規定を整備すること。

第十四 監督

機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督すること、経済産業大臣は、第五の認可等をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないことその他所要の規定を整備すること。

(第二十九条から第三十二条まで関係)

第十五 解散等

機構は、第九の各号に掲げる業務の完了により解散すること。

(第三十六条関係)

第十六 雑則

経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

(第三十八条関係)

第十七 罰則

機構の取締役等につき、所要の罰則を整備すること。

(第三十九条から第四十五条まで関係)

第十八 附則

この法律の施行期日を定めること、機構の設立に伴う所要の経過措置を設けることその他所要の規定を整備すること。

(附則関係)

